

ミャンマー人 相次ぐ難民認定破棄

ミャンマー情勢が緊迫し、世界の耳目を集める中、東京高裁で九月下旬、先進国としての国際認識を疑われない不可解な判決が三件相次いだ。いずれも東京地裁で難民と認定されていたミャンマー人に対し、帰国しても迫害を受ける可能性が低いとして一審判決を破棄したものだ。丸腰の外国人ジャーナリストを銃殺する軍政下に、民主化活動を続けるミャンマー人を戻しても構わないとする高裁の国際センスとは。

(鈴木伸幸)

一九八八年八月にミャンマーに生まれ、幸運にも地元民に中部のマゲウエで民主に保護されて応急の解毒処化学モに参加し、当局に二理を受け、一命を取り留め度、身柄を拘束され、拷問された。九一年六月だった。も受けたソウモウさん(仮名)は「このま名の右足のかかどには毒ま、国にとどまっていたはへじにかまれたあとと、毒危険」と考え、プロトカーを吸い出すために十字に刃に依頼して、裏の手口でパ物で切ったあとが残る。正スポーツ(旅券)を入手し確には、かまれたのではなたという。同年十一月にパい、自らかませたあとだ。ソウモウさんを経由して日本に入国。二〇〇三年八月、東京入国管理局に難民認定を申請して、翌〇四年三月に不認定の処分を受けたが、東京地裁に提訴し今年三月、「このままではいざしれ作戦行動中の事故とでもカムフラージュされて殺される」と感じた。そこで、部隊から逃げるときにイチカバチか毒へじに足をかませた」と認められたケースと比較してソウモウさんのケースとどう。部隊からは置き去りにされてしまった。



認定取り消しの判決が出た先月19日は倍信による異例の抗議デモが起き、ミャンマー情勢は緊迫感が高まるばかりだったが、ミャンマー市内で(AFP・時事)

武力制圧下「迫害の恐れなし」

「かなり難民性が高く、一人に高裁判決について伝は「かなり難民性が高く、一人に高裁判決について伝えたい」という声もあつた。これが認められないとすれば、誰が難民なのか」と難民問題に詳しい伊藤敬史弁護士は批判する。ソウモウさんは仲間の在日ミャンマーに先立つ九月十九日

旅券取得根拠に「政治犯」否定

の高裁判決でも、八八年にヤンゴンで民主化デモに参加したチョウモウさん(仮名)を難民と認めた一審判決が破棄された。同年には、ヤンゴン大学の学生だったチョウモウさんと一緒に活動した一人は、当局に拉致されたとみられ行方不明に。別の一人は当局との衝突で亡くなった。一審では、チョウモウさんとミャンマーで一緒に活動し、現在はオーストリアに難民認定された同志が証人として来日。当局から迫害を受ける可能性が高かったと主張するが、自宅に帰らずに知人宅を転々としていたことなど、難民認定に十分な証言があつたのだが。

こうした二つの不可解な高裁判決では、いずれもその根拠として、九〇年代に担当特別報告書を務めた経験を持つ中央大学法科大学院の横田洋三教授の陳述書を採用している。

昨年四月にまとめられた横田陳述書には「ミャンマーでは、政府が危険と考える(したがって迫害のおそれのある)政治犯に対しては、旅券は発行されない」と記され、東京高裁はそこから正規の旅券を取得できるのなら、迫害の危険性はないと類推し、いずれの判決でも難民性を否定した。

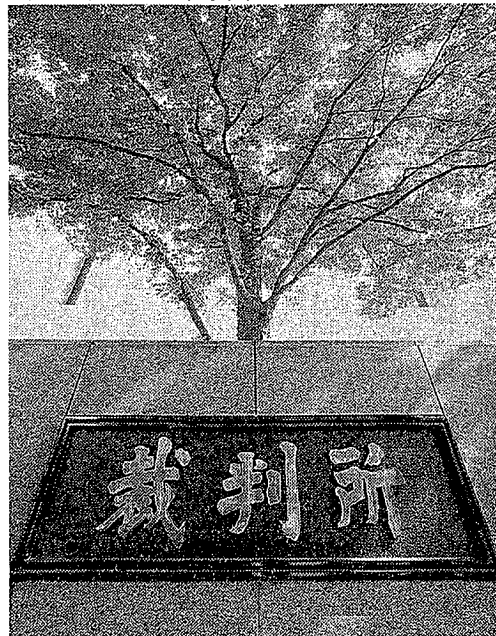
だが、実はこの横田陳述書には、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)や国際人権団体のヒューマン・ライツ・ウォッチから「実態に即しておらず、ひどい内容だ」との批判が以前から寄せられていた。

ミャンマー難民申請した計954人のうち、昨年、日本で難民認定されたのは全体で34人、うちミャンマー人は28人。前記以外に人道的配慮として33人に在留を許可した。これに対し、同年に米国では247人、ドイツでは130人のミャンマー難民を認定。インドネシアでも92人を認定した。日本の難民認定数は他先進国と比べて著しく少ないため、国際的に批判されている。

「実態に即しておらず、ひどい内容だ」との批判が以前から寄せられていた。

こちら特報部

国際的にも恥ずべき難民認定取り消し判決が下された東京高裁—東京・霞が関で



「ブルマ(ミャンマー)近現代史を専門とする上智大学外国語学部の根本敬教授は、横田陳述書を「批判する。」

「ブルマでは、投獄された政治犯が釈放後に監視対象となっていたながら、旅券を発行された事例はいくつもある。軍政の意図ははっきりしないが、軍政からみて不都合な政治犯を、国内に抱えているよりも海外に出してしまおうとする傾向もある。陳述書は事実とは異なる」

パスポート重視
「認識が不十分」

その上で陳述書の「ブローカーやわいろを受け取った役人を通してできることは(中略)旅券発給手続きを短縮することにより」とする記載についても「認識が不十分。旅券発給担当の役人がブローカーを兼ねることもあり、その場合は申請者が政治犯であっても大金を積めば旅券は発給さ

「難民性の事実、検討ずさん」

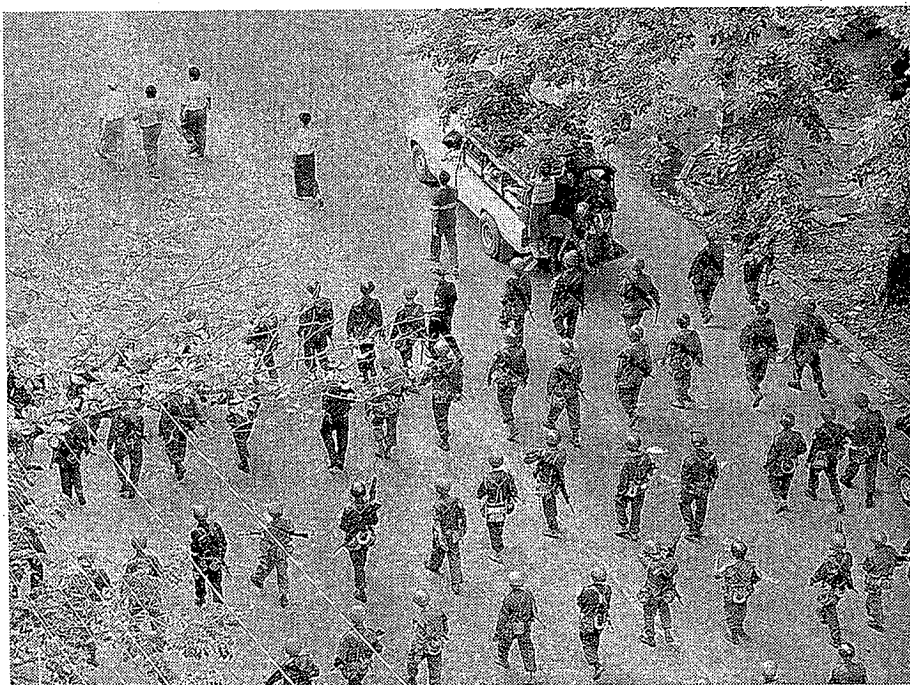
れる。また担当役人が知り合いの政治犯を助けようと発給した事例もある」と根本教授は指摘する。

実際に日本で難民認定を受けたブルマ人の約九割は自己名義のパスポートで出国してきたという事実もあり、同じ東京高裁で争われた難民認定訴訟で「横田陳述書の記載をもって難民該当性を否定することは困難」と判断した判決は少なからずある。ではなぜミャンマー情勢が緊迫した九月下旬に、こうした横田陳述書に基づき難民不認定の判決が連続したのか。

「問題は二つの判決を出した第十五民事部」と話すのは前出の伊藤弁護士。「いずれの判決文も内容はずさん。難民性についての具体的事実の評価については、実質的な検討を加えることもなく、パスポートの発給をもって不認定としている」と指摘する。

鈴木雅子弁護士も同意見だ。

現実の「重み」見えず



高裁の担当部

「保守的、外国人嫌い」とも

「逆転判決としては、極民主化運動指導者のマウン端に短い判決文。一審の難民認定判決を維持する高裁も連れてこない」と勝てな第二民事部の九月十二日の判決文は「これからは、チョウモウを対して、十九日の判決文は「これから日本を何をした十、二十六日の判決文は「これから日本を何をした十一、別々の事件なのに、士は「裁判官は、どうせ途主要な部分がほとんど同じ上国から働きに来ているに不認定を決めて、検討もしようともいいたげなせいで「ピー・アンド・パ」態度。難民事件に対する認識を著しく欠いている」と批判する。

「十五部にかかっては、実は、十五部はブルドック

2件目の取り消し判決が出た先月26日は軍による制圧行動が高まり、緊張は最高になっていた—ヤンゴン市内で (ロイター)

難民で思い起こすのは、パリの空襲に十八年間住み続けたイラン出身の男。パリで空港に向かう途中、身分証明書類を盗まれて、出国できない悲劇に。仏政府は、合法入国だからと国外退去はさせず、十年後に難民認定した。決して早くはないが、この人権意識のかけらほどもないのが、わが日本だ。(穂)

「ミス」

クノースに買収を仕掛けた米投資ファンドのスタン・パール・パートナーズ・シキパを今年七月に「乱用的買収者」と認定。これには「スタンパールは不当な要求を突きつけておらず、乱用的買収者とはいえない」とする識者が少なからず、物議を醸したことがある。一部の弁護士の間では「保守的、外国人嫌いの十五部」とも呼ばれている。

ただ、経済裁判と異なり難民認定裁判は生身の人間の命がかかっている問題。いずれの事件も上告されているが、伊藤弁護士は「強調する。」

「本国に帰ったら逮捕され、拷問を受け、命を落とすかもしれないから難民申請している。こうした切迫した現実を裁判官はもっと理解すべきだ」